

# 犯罪被害について ともに考えるための 手引き

私たちにできる被害者支援とは

---



## はじめに

この冊子は、岡山県備前県民局とNPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズとの平成18年度協働事業「犯罪被害者等基本計画・具体化プロジェクト」の中から生まれました。

犯罪の被害に遭うことは誰も予期せぬことです。平穏な生活を送っている人にとっては「他人事」といえるかもしれません。しかし、犯罪被害に遭うと、それまでの生活は一変し、以前のような平穏な暮らしは戻ってきません。

犯罪被害者は、思いを語る場もなく、犯罪被害に遭ったあとも、関係機関や周囲の人たちの対応により傷（二次被害）を受け、生活再建に著しい困難を伴うことも少なくありません。

犯罪被害者等基本法ができ、基本計画ができて、私たち一人一人が犯罪被害者に対する理解を深め、できる支援を考えていかなくは、犯罪のない安全安心なまちづくりはできないと考えます。

被害当事者が自ら語らなければ理解してもらえないことも多く、あえて当事者の方たちは声を発し、思いを語り始めています。NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズがこれまで開催した講座・研修会やシンポジウムで語られた言葉、そして自助グループ活動の中で共通して語られる思いが少しでも形になればという願いをこめて、この小冊子を作成しました。

平成19年 3月

岡山県備前県民局

NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

# 目次

---

<b>第1 犯罪被害に遭うということ～被害当事者の声から</b>	1
1 はじめに	1
(1) 事件直後をふりかえって	
(2) 事件から数年たって	
2 殺人・傷害致死事件遺族の声	3
3 交通死遺族・交通事件当事者の声	4
4 性被害当事者の声	5
5 DV被害者の声	6
<b>第2 被害当事者の支えとなるために</b>	7
1 被害に遭ったあなたへ	7
(1) 安全の確保	
(2) 話すということ (相談)	
(3) つながるといこと (自助グループ)	
2 被害に遭った方たちに接するあなたへ	8
(1) 二次被害に気づくこと (被害者を傷つける言葉や態度)	
(2) ありのままを受け入れるということ	
(3) 被害者の支えになること	
<b>第3 岡山県内の被害者支援について</b>	11
1 警察が行う主な被害者支援	11
2 県や市町村ができること	12
3 関係機関・民間支援団体など	13

## 1 はじめに



犯罪被害といっても殺人、性犯罪、交通死などその被害ごとに被害者の置かれる状況は異なり、また時間の経過とともに、あるいは被害者お一人お一人の事情により異なる点がありますが、以下のような気持ちや言葉は比較的共通して聞かれるものです。

### (1) 事件直後をふりかえって

#### ● 被害者の声

- 「事件直後は何が何だか分からず、頭の中が真っ白でした」
- 「食べることやのどが乾いていることすら気づきませんでした」
- 「怒りや悲しみがすぐにわいてこず、気持ちが凍ってしまったようで、自分はおかしいのではないかと思いました」
- 「警察は何も教えてくれず、刑事裁判と民事裁判の区別もつかないまま事情を聞かれました」
- 「眠れなくなり、なぜ自分や家族が被害に遭ったのか、理解できなくて自分を責めました」
- 「事件から時計が止まり、残りの時間は意味を失いました」
- 「周りの人たちを信じられなくなり、人間関係もうまくいけなくなりました」
- 「どこに何を相談してよいのかすら分かりませんでした」

#### ● 支援者の気づき

犯罪被害に遭うことは理不尽なことです。それまでの平穏な生活が瞬時に破壊され、絶望の谷底に突き落とされ、一度に混乱した状況に投げ込まれます。心が混乱するのは当然で

す。

また感覚も麻痺してしまい、涙すら出ないことさえあります。無理解な周囲から「あれだけ大変な事件なのに涙も見せていない」とささやかれ傷つくことがあります。しばらくして悲しみや怒りの感情を抑えきれなくなることがあります。これも当然の感情であり、抑える必要はないのです。しかし、周囲は「いつまで泣いていても始まらない」と安易に慰めたり、「泣いていては故人が悲しむだけだ」とつい声をかけてしまい、かえって被害者を苦しめます。

また、被害者が無理をして笑顔を装い、生活のため仕事に復帰したりすると、「あんな被害に遭ったのにもう元気そうね」「被害者のくせに笑っている」といった心ない見方をされることすらあります。**被害者は心から泣くことも笑うこともできないまま、周囲に対して心を閉ざしていきがちです。**

事件直後は情報も混乱します。何を信じてよいかわからなくなり、周囲への不信感や人を信頼できなくなります。家族同士でも関係がぎくしゃくしてくることがよくあります。

## (2) 事件から数年たって

### ● 被害者の声

「つらさが消えることはありません。亡くなった人について話せる場がなく、話せる人も減ってきました」

「裁判が終わると世間では被害者のことは忘れてしまいます。悲しみは一生続き、終わることはありません」

「今でも近所で買い物をするのができず、隣町まで出かけます」

### ● 支援者の気づき

世間では、「時間がこころを癒す」「いつまでくよくよしていても始

まらない」といった考えがあります。周囲は励ましのつもりでそうした声をかけますが、被害者の支えには必ずしもなりません。

そして、事件後は騒然とした報道をしたマスコミでさえ、裁判が終わると何もなかったかのように被害者は社会からは忘れ去られてしまいます。裁判が終わっても「被害」は終わることはなく、一生続くということを周囲は忘れがちです。被害者は深い喪失感を抱えたまま、地域社会で被害後の生活をしていかななくてはなりません。

**悲しみや怒りを持ち続けることは非難されることではありません。**時間の経過とともにそうした感情や思いを安心して語ることのできる人や場がないのです。被害者は地域で孤立した存在となっていきます。

## 2 殺人・傷害致死事件遺族の声



### ● 被害者の声

「葬儀まで取材陣が押しかけ、マスコミの過剰取材で傷つけられました」  
「家族の中でもありのままの思いは語れないのです」  
「被害は一生続き、回復することはないのです」

### ● 支援者の気づき

犯罪に巻き込まれること自体が理不尽なうえ、事件後のマスコミ報道で傷つく被害者は少なくありません。葬儀の場でも心ないカメラマンが霊柩車を止めたり、いきなりマイクを向けられたりするなど、被害者にとって周囲や社会への信頼感が失われていきます。家族の間でも、一人一人被害の受け止め方は異なり、率直な感情や思いを出せなくなることもあります。犯罪による被害そのものが理不尽なうえに、周囲や関係機関とのやりとりの中で二重、三重に被害者は傷つくこと

が多いのです。また、失われた生命が戻ることはなく、被害からの回復はありません。残された家族すべてにとって被害は一生続くこととなります。

### 3 交通死遺族・交通事故当事者の声



#### ● 被害者の声

「被害者ひとりが素人なのです」

「交通事故として軽く扱われてしまいます」

「事件の真相がわからない。情報が乏しいのです」

#### ● 支援者の気づき

事件のあと、加害者には弁護人がつき、また損害保険会社の担当者が交渉に入ります。しかし、被害者は情報がなく、事件の真相もつかめないうまま刑事手続に巻き込まれていきます。被害者ひとりが「素人」という状態で孤立してしまいがちです。

特に、交通事故は定型的な事件処理がされやすく、被害者の気持ちをきちんと聴いてもらうには労苦が伴いがちです。

被害者側の法律相談は弁護士会で無料で行われていますが、民事の相談だけを行う弁護士の場合、被害者の求める支援が十分に形にできないこともあります。何が困っているかを明確にして早めに相談してみることをよいと思います。

交通事故被害者の全国組織に相談してみることもよいかもしれません。同じ立場の方たちの話に耳を傾けることで支えを得た方も多いです。

## 4 性被害当事者の声



### ● 被害者の声

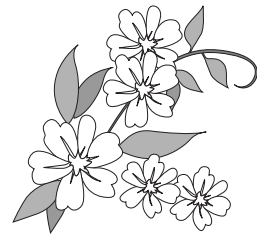
「また被害に遭うのではないですか」

「私が悪かったのでしょうか」

「二度と思い出したくありません。裁判が不安です」

### ● 支援者の気づき

性被害の場合、事件後の事情聴取だけでなく、裁判への不安は大変大きいものがあります。また「あなたがもう少し気をつけていれば」と周囲から言われることがあり、被害者は必要以上に自分を責めてしまいがちです。そして、それ以上に**事件で遭遇した恐怖感、絶望感にさいなまれ、安心して眠ることもできない日々が続きます。精神的に深い傷を負い、容易に傷が癒えることはありません。**再被害の不安が大きいときは警察に安全確保の援助を求めることができます。また、岡山県警には、カウンセリングアドバイザー制度があり、専門の臨床心理士のカウンセリングを無料で受けることができます（警察で相談してください）。





## 5 DV被害者の声



### ● 被害者の声

「逃げるのが怖いです。またつきまとわれるのではないのでしょうか」

「子どものために我慢した方がよいのでしょうか」

「私にも悪いところがあったのでしょうか」

### ● 支援者の気づき

暴力の続く環境から逃げ出すことは大変勇気のいることです。逃げるとき危険も大きいです。しかし、子どもたちにとって、暴力におびえながら暮らすことは決して良い影響は与えません。あなたに、暴力をふるわれる理由はありません。あなたが悪いわけではありません。勇気をもって相談機関に相談してください。女性相談員が最善の方法と一緒に考えてくれるはずです。つきまといが怖い場合は保護命令の制度があり、裁判所、警察の協力により、あなたは守られます。

